

## 最近の主な企業関連法制等の変更と企業経営への影響

実施時期		内容	変更の主なポイント	企業経営への影響
1997年度	1997年 10月	合併手続の簡素化 (商法改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告総会、創立総会を廃止し、承認総会に一本化。</li> <li>・債権者保護手続の簡素化。</li> <li>・簡易合併手続の新設。</li> </ul>	・合併が容易に。
	1997年 12月	純粋持株会社の解禁 (独禁法改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純粋持株会社を原則解禁。</li> </ul>	・機動的な企業組織の再編が容易に。
1998年度	1999年 1月	合併審査基準の緩和 (独禁法の運用基準緩和)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争制限的でない合併の基準を明確化し、基準に適合する合併を無審査扱いに。</li> </ul>	・合併が容易に。
1999年度	1999年 10月	産業再生法施行 (2003年3月までの時限立法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上のための事業再構築支援。 分社化手続の簡素化、税負担軽減、金融支援。</li> <li>・創業者や中小企業による新事業開拓に金融支援。</li> <li>・大学の研究成果の企業への移転を支援。</li> </ul>	・不採算事業の分社化や他社との事業統合等が容易に。

実施時期		内容	変更の主なポイント	企業経営への影響
1999年度	1999年 10月	株式交換(移転)制度の導入 (商法改正)	・資金調達や少数株主との交渉にかかるコストを軽減し、完全子会社方式でのM&Aを促進。	・戦略的に重要な公開子会社の完全子会社化を容易にするなど、グループ経営の強化を促す。
	2000年 2月	特定調停法	・倒産を回避するために裁判所の民事調停を利用して、債権者との間で迅速かつ柔軟に債務の調整を行なう制度。	・破綻前の迅速な処理が可能に。
2000年度	2000年 4月	民事再生法	・申立ての簡素化、破産原因発生前の時点での申立てが可能、現行経営陣の残留が可能、担保権の行使を制限可能等。	・企業価値の不必要な劣化が防げることなどから、経営再建の実効性が高まることが期待される。
2001年度	2001年 4月	会社分割法制導入 (商法改正)	・現行法下での「分社」に比べ、会社分割にかかる手続を簡素・合理化。	・グループ再編や他社との事業統合等が容易になる。
	2001年 10月	金庫株の解禁 (商法改正)	・保有目的を限定され、原則として取得が禁止されていた自己株式に関して、目的規制が撤廃され、取得及び保有が原則自由となった。	・自己株式の消却や株式交換によるM&Aなどが機動的に実施できる。

実施時期		内容	変更の主なポイント	企業経営への影響
2002年度	2002年 4月	新株予約権制度の創設、ストックオプション制度の改正  種類株式制度の改正 (商法改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックオプションが新株予約権の有利発行と位置付けられ、付与対象者、権利行使期間、付与額等の制限がなくなり、原則自由に発行が可能に。</li> <li>・従来の利益配当等の異なる種類株式に加え、議決権内容の異なる数種の株式を新設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社の従業員に自社のストックオプションを付与できるなど、連結経営のインセンティブが高まることが期待される。</li> <li>・事業部門の業績に株式の権利が連動するトラッキング・ストック等、効率的な資金調達が可能になる。</li> </ul>
2002年度	2002年 5月	監査役制度の機能強化 取締役の責任の軽減 株主代表訴訟制度の改正 (商法改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役が法令・定款違反による損害賠償責任を負う場合、善意かつ無重過失であれば、一定限度額を超える責任を免除。</li> <li>・株主代表訴訟時に、被告取締役側を会社がサポートすることを容認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役の責任追及を恐れ、会社経営を過度に慎重に行うという実情の是正が期待される。</li> </ul>
	2002年 5月成立  施行時期は 未定	企業統治に関する改正 (商法改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要財産等委員会(取締役会から委任を受けた内容を決議できる)、各委員会(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)を設置する新しい企業統治が認められ、従来制度との選択が可能化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要財産等委員会により機動的な意思決定が、各委員会制度により監査役監査に代わる監督が期待できる。</li> </ul>
今後		連結納税導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税所得を連結<sup>※</sup>-sで合算するなど、連結経営に整合的な税制を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結経営のインセンティブが高まることが期待される。</li> </ul>
		企業統治に関する改正 (商法改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外取締役起用の義務付けを検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外からの経営の監視を強化。</li> </ul>